



真庭市たい肥等利用促進事業補助金

真庭市では、環境負荷の低減に配慮した持続性の高い農業の実践を図るため、市内農業者がたい肥等の利用促進に要する費用に対し、補助金を交付します。

● 対象者

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 一定規模以上の農業者（水稻50a、野菜・果樹30a以上）
- ・ 農業者団体（3戸以上の農業者で構成されていること）

● 対象要件等

補助対象経費	補助率及び金額
たい肥等の購入費用	【補助率】 2分の1以内 【上限】 ・ 1トン当たり2,000円 ・ 農地10アール当たり、年間3トンまで
たい肥等の散布委託費用 ※対象者自身による散布は対象外	【補助率】 2分の1以内 【上限】 ・ 1トン当たり2,000円 ・ 農地10アール当たり、年間3トンまで
土壌診断に係る費用	【補助率】 10/10以内 【上限】 ・ 1万円 ・ 1対象者につき、年3回まで

※補助金額で100円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。

● たい肥等とは

真庭市内で家畜ふん尿等の有機質物を主原料として生産された普通肥料又は特殊肥料

※肥料の品質の確保等に関する法律の規定に基づく登録又は届出をしているもの

● 申請期限

毎年1月末日

● 申請方法等

下記お問い合わせまたは真庭市ホームページにてご確認ください。

【真庭市HP】



申請前にご確認ください！

● 事業実施前に申請してください！

ご不明な点については、農業振興課へお問い合わせください。

● 「真庭市内で作られ」「法律に基づく登録または届出をしている」肥料が補助対象です！

例えば、個人が届出をせず、個人的に作っているような肥料は補助対象とはなりません。



【問い合わせ】

真庭市役所産業観光部農業振興課
電話：0867-42-1031